

生活支援・介護予防サービスの推進

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 事業実施に向けた動き

年月日	対 象	参加人数等
平成27年 4月28日	概要説明（函館市町会連合会東部地区協議会）	40名
6月 1日	生活支援コーディネーターの配置 函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議会設置	
7月22日 ～23日	先進地視察（松戸市，流山市）	
7月28日	概要説明（平成27年度在宅福祉委員会委員長等研修会）	156名
9月10日	概要説明・意見交換（函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会役員会）	11名
9月17日	概要説明（函館市居宅介護支援事業所連絡協議会平成27年度第2回全体会）	78名
9月25日	概要説明・意見交換（函館市ホームヘルパーステーション連絡協議会役員会）	7名
10月 8日	概要説明（（介護予防）通所介護事業所および介護予防通所介護事業実施事業所）	80名
10月15日	概要説明（（介護予防）訪問介護事業所）	100名
11月12日	概要説明（地域包括支援センター職員）	69名
11月16日 ～30日	介護予防訪問・通所介護事業所を対象としたアンケート調査	訪問87事業所 通所95事業所
平成28年 1月15日	サービス事業の内容等に係る意見交換（函館市ホームヘルパーステーション連絡協議会役員会）	5名
1月18日 2月 8日	サービス事業の内容等に係る意見交換（函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会役員会）	9名

※ その他町会等に対し、随時出前講座を行い制度の周知を図った。

【参考1】 函館市の介護予防・日常生活支援総合事業実施方針（案）

(2) 今後のスケジュール

【参考2】 新しい総合事業 移行スケジュール（案）

2 生活支援体制整備事業について

(1) 生活支援・介護予防体制整備事業による生活支援コーディネーターの配置事業の実施にあたり、公募プロポーザル審査により業務委託法人を選定

- ・ 公募期間 平成27年4月1日～10日
- ・ 受託法人名 特定非営利活動法人NPOサポートはこだて
- ・ 生活支援コーディネーター 丸藤 競
- ・ 委託期間 平成27年6月1日～平成28年3月31日

(2) 生活支援コーディネーターの活動状況

- ・ 函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議会への参画
- ・ 「地域の高齢者生活・助け合い活動等に関する調査」(町会等を対象としたアンケート等調査)(平成27年9月実施,平成28年1月報告書提出)
- ・ 町会および関係団体等へのヒアリング,地域づくりに関する相談対応
- ・ 生活支援コーディネーター業務に係る研修会,講演会等へ講師として参加
- ・ 生活支援コーディネーター業務に係る各種研修会への参加
- ・ 高齢者大学等に対し地域づくりについて講演

(3) 函館市生活支援・介護予防体制整備推進協議会について

- ・ 平成27年4月1日 設置要綱施行
- ・ 〃 6月1日 委員指定(11名)
- ・ 〃 6月16日 第1回会議
- ・ 〃 10月20日 第2回会議
- ・ 〃 11月23日 「地域の高齢者生活・助け合い活動等に関する調査」に係る調査結果報告会(中間報告)
- ・ 〃 12月3日 第2層生活支援コーディネーター等についての意見交換会
- ・ 平成28年2月12日 第3回会議

(協議会構成団体)

社会福祉法人函館市社会福祉協議会, 函館市ホームヘルパー連絡協議会,
函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会, 函館市居宅介護支援事業所連絡協議会,
函館市民生児童委員連合会, 函館市ボランティア連絡協議会,
公益社団法人函館市シルバー人材センター, 特定非営利活動法人NPOサポートはこだて,
函館市町会連合会, 函館市地域包括支援センター連絡協議会, 函館大妻高等学校

(4) 平成28年度の主な事業内容(参考1を参照)

- ・ 第2層生活支援コーディネーターの配置および第2層協議体の設置
- ・ ボランティア(生活支援・介護予防の担い手)養成講座の実施
- ・ 基準緩和型訪問サービス従事者養成研修の実施

函館市の介護予防・日常生活支援総合事業実施方針（案）

1 事業の趣旨

すべての団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、第6期函館市介護保険事業計画に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）を実施する。

2 実施時期

平成29年4月1日

3 実施方針

地域の実情に応じた多様な提供主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域住民の主体的な社会参加の促進と支え合いによる地域づくりを推進するとともに、効率的な費用配分により、介護保険制度の安定的・継続的な運営を図ることを目的として、以下の実施方針に沿って新しい総合事業を実施する。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

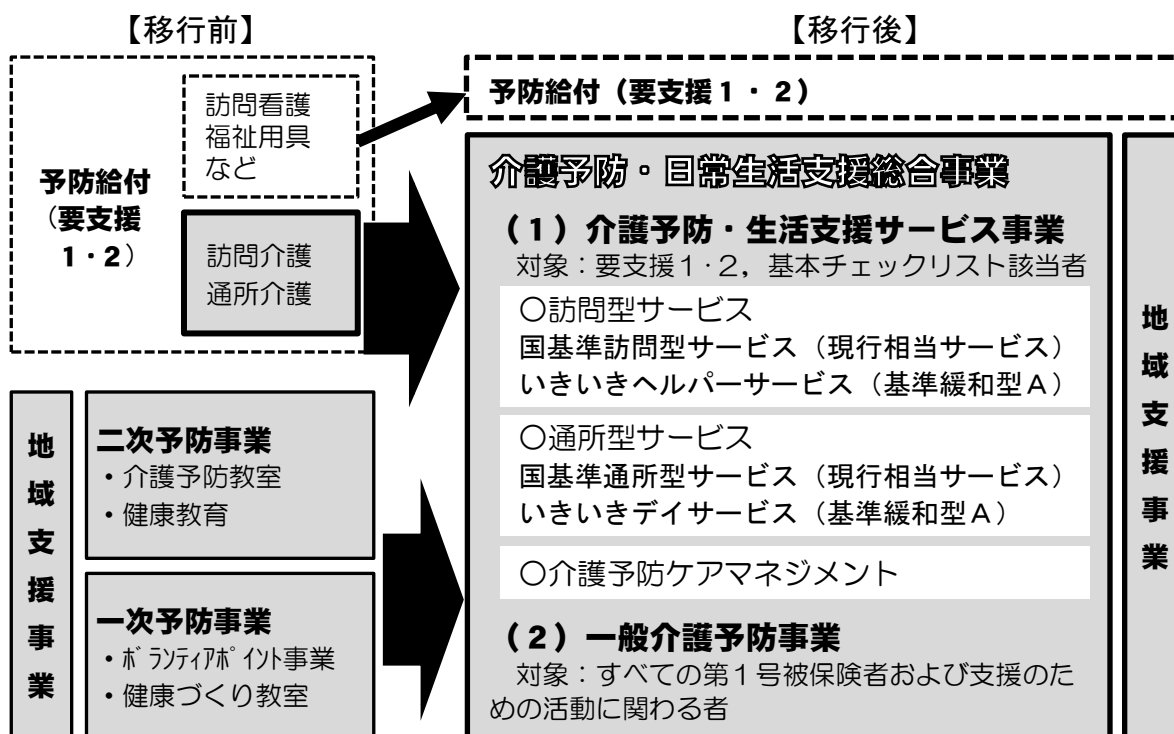
- ・ 現行相当の訪問・通所サービス
新しい総合事業への移行を円滑に行うため、原則として現行どおりの人員・設備・運営基準、費用額および利用者負担で移行する。
- ・ 現行相当以外の訪問・通所サービス
基準緩和型サービスを実施し、多様化を目指す。
- ・ その他の生活支援サービス
現行事業の組替えの検討のほか、既存の民間サービスやインフォーマルサービスを活用・活性化することにより、多様なサービスの提供体制の構築を図る。
- ・ 介護予防ケアマネジメント
多職種連携の推進等によりアセスメントや介護予防ケアマネジメントの適切な実施を図り、効果的・効率的なサービス利用を促進する。

(2) 一般介護予防事業

介護予防に資する多様な住民主体の地域支援活動の育成・支援を行うことにより高齢者の社会参加を推進するとともに、介護予防について普及・啓発を図る。

4 事業の内容

《新しい総合事業の構成》



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

○ 対象者

要支援認定者および基本チェックリストで判定された事業対象者

○ サービス内容

訪問型サービス		
サービス種別	国基準訪問型サービス (現行の予防訪問相当)	いきいきヘルパーサービス (独自基準訪問型サービス: 基準緩和型A)
サービス内容	訪問介護員による身体介護および生活援助	訪問介護員および一定の研修を受けた元気高齢者等による生活援助
利用者の状態像	①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、身体介護等の専門的支援を必要とする方	身体介護は必要としないが、身の回りの家事等を行うことが困難で支援を必要とする方
利用者負担	介護保険負担割合証の割合	介護保険負担割合証の割合
実施方法	事業者指定	事業者指定
費用の考え方	●現行の報酬体系どおり ・週1回程度 1,168単位/月 ・週2回程度 2,335単位/月 ・週3回程度 3,704単位/月 ・初回加算，生活機能向上連携加算等	●1回当たりの単価を設定 ●利用者負担は定率（負担割合証の割合） ●1回60分まで，週2回まで利用可能 ●加算は初回加算のみ設定
基準	予防訪問と同じ（実施要綱で規定）	緩和した基準（実施要綱で規定）
備考	・「一定の研修」はヘルパー3級に準じる内容で市が実施する予定	

通所型サービス		
サービス種別	国基準通所型サービス (現行の予防通所相当)	いきいきデイサービス (独自基準通所型サービス: 基準緩和型 A)
サービス内容	生活機能の維持または向上のための日常生活上の支援および機能訓練	生活機能の維持・改善および閉じこもりの予防のための短時間の機能訓練やレクリエーション
利用者の状態像	①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、機能訓練等の専門的支援を必要とする方	①機能訓練により生活機能の維持・改善が見込まれる方や閉じこもり傾向にある方 ②入浴・食事提供の必要がない方
利用者負担	介護保険負担割合証の割合	介護保険負担割合証の割合
実施方法	事業者指定	事業者指定
費用の考え方	●現行の報酬体系どおり (月定額制) ・要支援1 1,647 単位/月 ・要支援2 3,377 単位/月 ・生活機能向上グループ加算 240 単位/月 ・運動器機能向上加算 225 単位/月 他	●1回当たりの単価を設定 ●短時間のサービス提供を基本とする。 ●利用者負担は定率 (負担割合証の割合) ●週1回までの利用とし、入浴・食事の提供は行わない。 ●送迎は別途加算
基準	予防通所と同様 (実施要綱で規定)	緩和した基準 (実施要綱で規定)
備考	・独自加算の設定を検討	

※ 訪問・通所型サービス共通事項

- ・ いずれのサービスも給付管理の対象となる。
- ・ 基本チェックリストで判定された事業対象者の利用限度額は、原則として要支援1の金額 (月額 50,030 円) とする。
- ・ 高額介護予防サービス費相当事業および高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施する。

介護予防ケアマネジメント		
種別	ケアマネジメントA (原則的)	ケアマネジメントC (初回のみ)
内容	利用者の介護予防および自立支援を目的として、心身その他の状況に応じて、本人の選択により適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。	
対象者	①指定事業所のサービスを利用する方 ②その他地域包括支援センターが必要と判断する方	マネジメントの結果、指定事業所以外のサービスや一般介護予防事業、インフォーマルサービス等を利用する方
実施方法	アセスメント→担当者会議→ケアプラン作成→モニタリング (給付管理)	アセスメント→ケアマネジメント結果 (初回のみ実施)
費用の考え方	●基本単価は現行予防支援費 (430 単位) どおり ●初回加算等を設定予定	●基本単価は現行予防支援費未満の金額で検討 ●加算は設定しない
利用者負担	なし	なし
備考	・業務は地域包括支援センターに委託 ・包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託可 ・ケアマネジメントAについて、独自加算の設定を検討	

(2) 一般介護予防事業

○ 対象者

すべての第1号被保険者および支援のための活動に関わる者

○ 事業内容

一般介護予防事業				
種別	介護予防把握事業	介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業
内容	閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげる。	介護予防に関する知識や活動の普及・啓発を行う。	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	ケアマネジメントや住民主体の活動へのリハビリテーション専門職等の関与を促進し、地域における介護予防の取組みの機能強化を図る。
実施方法	・包括支援センターで実施している実態把握業務等を活用して実施	・既存事業（介護予防教室、健康教育）の継続・発展 ・新規事業の実施	・既存事業（ボランティアポイント事業、健康づくり教室等）の継続・発展 ・住民主体の活動（通いの場）等の支援	・ケアマネジメント支援 ・研修等による介護予防の普及啓発

※一般介護予防事業評価事業はアウトカム指標等による評価を行う。

(参考2)

新しい総合事業 移行スケジュール (案)

年 月		内 容
平成 28 年度	4～6月	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり推進のための普及啓発 (随時)・各サービス実施要綱 (案) 作成 (基準, 単価, サービス内容, 利用料等)・ケアマネジメントマニュアル作成に向けた勉強会 (随時 包括・市担当者)
	7～9月	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア養成講座の実施 (※)・地域包括支援センター向けケアマネジメントマニュアル説明会・事業者向け説明会 (実施要綱等について)
	10～12月	<ul style="list-style-type: none">・第2層生活支援コーディネーター配置, 第2層協議体設置 (※)・居宅介護支援事業所向けケアマネジメントマニュアル説明会・事業者向け説明会 (指定申請等について)
	1～3月	<ul style="list-style-type: none">・新規指定申請受付開始・独自基準訪問型サービス従事者養成研修の実施 (※)・事業者向け説明会 (請求関係)
平成 29 年度	4～6月	<p style="text-align: center;">新しい総合事業開始</p> <ul style="list-style-type: none">・市民・事業者からの問合せ対応
	7～9月	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア養成講座の実施 (※)・独自基準訪問型サービス従事者養成研修の実施 (※)
	10～12月	
	1～3月	<ul style="list-style-type: none">・総合事業みなし指定更新申請

(※) は生活支援・介護予防体制整備事業に係る内容